

岡山県保育士修学資金借入申込書

20●●年4月10日

社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 会長 殿

岡山県保育士修学資金の貸付を受けたいので、次により申し込みます。

養成施設名		岡山県社協専門学校			2年 月課程	
フリガナ		第1 学年	入学年月	2025年4月	卒業予定年月	2027年3月
フリガナ		オカヤマ ハナコ		生年月日		20●●年1月1日
氏名		岡山 花子		生年月日		日 (●● 歳)
住所		〒700-0807 岡山市北区〇〇町1234-5 自宅電話 086-226-〇〇〇〇 携帯電話 090-1234-〇〇〇〇				
連帯保証人	フリガナ	キビ タロウ		生年月日		1970年11月11日
	氏名	吉備 太郎		借入申込者との続柄		伯父
	住所	〒700-0807 岡山市北区〇〇町678-9 電話 (086) 123-〇〇〇〇				
	勤務先	所在地	〒700-0807 岡山市北区〇〇町987-6			
	名称	株式会社〇〇おかやま 電話 (086) 987-〇〇〇〇				
借用希望 期間・金額		貸付期間	2025年4月 から2027年3月 まで 24 か月分			
		修学資金	月額 50,000 円 × 24 か月分 = 1,200,000 円			
		入学準備金	初回加算額 200,000 円			
		就職準備金	最終回加算額 200,000 円			
		合計	1,600,000 円			

裏面に続く

借入申込者状況確認欄	養成施設を卒業後、岡山県内（岡山県外の一定の国立施設等を含む。）の「従事先施設等」において、児童の保護等に従事する意思の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 有り
			<input type="checkbox"/> 無し
養成施設における修学等に係る他制度利用（予定や希望を含む）の有無	有 り	<input type="checkbox"/> 授業料等減免（大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免）	
		<input type="checkbox"/> 給付型奨学金（大学等における修学の支援に関する法律に基づく学資支給）	
		<input type="checkbox"/> その他（制度名称： _____） ↳ 他制度の利用意思等申出書（別紙3）を添付してください。	
		<input checked="" type="checkbox"/> 無し	
備考			

### 注意事項

- 1 選択式のところは該当する項目のをチェック（）してください。
- 2 住所欄には、記入日時時点で住民登録している住所地を記入してください。
- 3 この申込書は、借入申込者が全て記入してください。
- 4 連帯保証人は、1人必要です。連帯保証人の要件等の詳細については、募集要項をご確認ください。
- 5 本制度の貸付対象要件及び返還免除要件である「従事先施設等」の内容については、募集要項をご確認ください。

### 添付書類

- 世帯の状況表（別紙1）
- 借入申込者世帯全員の住民票の写し  
※発行から3か月以内かつ個人番号（マイナンバー）記載なしのもの（コピーは不可）
- 借入申込者世帯の生計維持者の所得・課税証明書（最新のもの）  
※生計維持者は、原則、父母（どちらかいないときは1人）です。父母がいない場合は、申込者の生計を実際に支えている人が生計維持者です。
- 連帯保証人の住民票の写し  
※発行から3か月以内かつ個人番号（マイナンバー）記載なしのもの（コピーは不可）  
※借入申込者世帯の世帯員及び連帯保証人が同一の場合は、1通で兼ねることができます。
- 連帯保証人の所得・課税証明書（最新のもの）  
※生計維持者及び連帯保証人が同一の場合は、1通で兼ねることができます。
- 個人情報の取扱いについての同意書（様式第16号）  
※借入申込者及び連帯保証人それぞれが署名・捺印してください。
- その他、募集要項等において、借入申込者等の状況に応じて提出が必要とされている書類

# 世帯の状況表

※裏面に記入上の注意事項を記載していますので、よく読んでから記入してください。 **記入例** 様式第1号-1 (別紙1)

申込者氏名		生年月日 (年齢)	職 業	勤務先名称等 <small>※勤務しながら修学する場合のみ記入</small>	自宅通学又は 自宅外通学の別
本人	<b>岡山 花子</b>	<b>2005年1月1日 (19歳)</b>			<b>自宅</b> ・ 自宅外 (下宿等)

## <申込者の家族欄>

生計維持者	本人との続柄	氏 名	生年月日 (年齢)	職 業 等		申込者と住居
				職 業	勤務先名称等	
○	父	<b>岡山 一郎</b>	<b>1975年2月1日 (49歳)</b>	<b>会社員</b>	<b>株式会社おかやま〇〇</b>	<b>同</b> ・ 別
○	母	<b>岡山 明子</b>	<b>1975年3月1日 (49歳)</b>	<b>パート</b>	<b>〇〇岡山株式会社</b>	<b>同</b> ・ 別
			年 月 日 ( 歳)			同 ・ 別
			年 月 日 ( 歳)			同 ・ 別

学生・生徒・児童である家族の記載欄 ※申込者以外で学生・生徒・児童である家族については、以下へ記入してください。

生計維持者	本人との続柄	氏 名	生年月日 (年齢)	学 校 の 種 別	自宅通学又は 自宅外通学の別	国公立又は 私立の別	申込者と住居
	弟	<b>岡山 和也</b>	<b>2007年6月1日 (17歳)</b>	<b>高等学校</b>	<b>自宅</b> ・ 自宅外	<b>国公立</b> ・ 私立	<b>同</b> ・ 別
			年 月 日 ( 歳)		自宅 ・ 自宅外	国公立 ・ 私立	同 ・ 別
			年 月 日 ( 歳)		自宅 ・ 自宅外	国公立 ・ 私立	同 ・ 別
			年 月 日 ( 歳)		自宅 ・ 自宅外	国公立 ・ 私立	同 ・ 別

家族についての特記事項

家族についての特記事項がある場合はご記入ください。

## <法定代理人確認欄> ※申込者が未成年の場合のみ記入してください。

法定代理人①	続柄	氏 名	法定代理人②	続柄	氏 名

法定代理人の状況について  
 ※法定代理人が父母両方以外の場合、その理由について該当する□を  
 チェック (☑) してください。

死別により、法定代理人は上記1名のみ  
 離婚により、法定代理人は上記1名のみ  
 その他 (理由: )

## 記入上の注意事項

### 1 「世帯の状況表」

- ア 本人欄のうち「職業」・「勤務先名称等」欄は、勤務、就労しながら、修学する場合にのみ記入してください（通信制の場合等）。
- イ 申込者の家族欄には、同居・別居を問わず、申込者の父母及びその他生計を一にする者の全員を記入してください。
- ウ 家族のうち「生計維持者」は、生計維持者欄に○印を付してください。生計維持者は、原則、父母（どちらかいないときは1人）です。父母がいない場合は、申込者の生計を実際に支えている人が生計維持者です。
- エ 「職業等」欄は、「会社員」、「自営」、「パート」、「無職」などと記入し、勤務者であれば勤務先の名称を、自営業であれば「鮮魚商」などと記入してください。
- オ 学校や保育園に在学する者は「学生・生徒・児童である家族の記載欄」へ記入してください。「学校の種別」へは、次の【種別】の中から該当するものを記入するとともに、「自宅通学又は自宅外通学」、「国公立又は私立」の該当するものに○印を付してください。
- 【種別】保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、短期大学、専修学校（高等課程）・専修学校（専門課程）

### 2 「家族についての特記事項」欄

次のような事実がある場合は、それぞれ必要な事項を記入し、ア、イ、オについてはその事実を証明する書類を添付してください。

- ア 障害を持つ方がおられる場合は、氏名・障害等級など障害の程度。 ※障害者手帳の（写）を添付
- イ 申込日現在、2年以上にわたる期間療養中の方、又は療養を必要と認められる方がおられる場合は、氏名及び1年間の療養費（ただし、保険等により補填された金額は控除した後の額）。 ※領収書（請求書）の（写）等を添付
- ウ 母子・父子世帯に該当する場合（次のいずれかに該当するものをいいます。）は、その旨。
- ①母又は父と18歳未満の子の世帯      ②母又は父と18歳未満の子及び60歳以上で経済力のない（年間所得金額が50万円以下のものをいう。）祖父母の世帯
- ③18歳未満の子の世帯      ④祖父母と18歳未満の子の世帯      ⑤配偶者のいない兄弟と18歳未満の子の世帯
- ⑥ 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯
- （注1）18歳以上の就学者（本人を含む。）及び長期療養、心身障害等のため経済力のない者は、18歳未満の子として扱います。
- （注2）祖父母及び兄弟には、それぞれ一方だけの場合も含まれます。
- （注3）父又は母の行方不明や別居離婚調停中の場合、学生の申出及び学校の面接等により実態が確認できれば、母子・父子世帯として差し支えありません。
- エ 東日本大震災又は平成28年熊本地震で被災された方は、その旨。 ※後日、罹災証明書等の提出を求める場合があります。
- オ その他特記すべき事項（所得、家庭環境の急な変動等）があれば、記入してください。

### 3 法定代理人確認欄 ※申込者が未成年の場合には、契約時に全ての法定代理人の同意を得る必要があることから、法定代理人の確認を行います。

- ア 申込者が未成年の場合のみ、記入してください。
- イ 世帯・生計の状況に関わらず、法律の規定に基づく申込者の法定代理人を全員記入してください。
- ウ 法定代理人が父母両方以外の場合、「法定代理人の状況について」欄を記入してください。

## 保育士修学資金貸付等事業における個人情報の取扱いについて

社会福祉法人岡山県社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、岡山県保育士修学資金貸付等事業（以下「貸付事業」という。）に関わる個人情報の取扱いについて、下記のとおりとしています。

なお、本書に記載されていない取扱いについては「岡山県社会福祉協議会個人情報保護規程」に則って運用します。

記

### 1 個人情報の利用目的

貸付事業の円滑な実施のため、貸付、償還（返還）及び業務従事者の状況等について正確に把握し、状況に応じた適切な対応を行うことを目的として個人情報を取得・利用します。

### 2 個人情報の取得について

本会は、保育士修学資金等の貸付に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを適法かつ適正な方法により取得するものとします。

### 3 個人情報の利用について

貸付事業において個人情報を利用する場合は、上記1による利用目的の範囲内として、本会の貸付事業担当者により利用することを原則とします。

ただし、貸付事業の目的を達成するために必要な範囲においては、次のとおり外部の者に対して個人情報を提供し、又は個人情報を取得することがあります。

#### (1) 養成施設（借受人が在学する又は在学していた養成施設）

養成施設への在学に際して貸付を行う貸付事業においては、借受人（借入申込者を含みません。以下同じ。）の在学状況、学業状況又は卒業後の就業先等の情報の照会又は提供をするとともに、連帯保証人についての情報を照会又は提供をすることがあります。

#### (2) 施設等（借受人が従事する、又は従事していた従事先施設等及び保育所等）

借受人からの借入申込や従事状況届出等の内容等の事実確認のために、借受人についての情報を照会又は提供をすることがあります。

#### (3) 行政機関

申請・届出内容や転居先の事実確認等及び貸付事業の適正な執行の確認のために、申請者、連帯保証人又は法定代理人についての情報を、岡山県又は住所地の市町村へ照会又は提供をすることがあります。

#### (4) 各種金融機関

貸付金の交付及び償還金の払込・口座振替において利用する金融機関に対し、個人情報の照会又は提供をすることがあります。

#### (5) 債務関係者

借受人及び連帯保証人等の債務関係者相互間において、本事業に必要な範囲で個人情報の照会又は提供をすることがあります。

#### (6) その他の関係機関

保育士就職準備金の使途に関する見積書及び請求書の発行元、岡山県外において同種の貸付事業を行う機関等に対して、事実確認のために情報を提供し、または提供を受けることがあります。

### 4 個人情報の本事業目的以外への利用及び第三者への提供について

貸付事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく、貸付事業の目的以外の目的への利用及び第三者への提供（上記3による外部への提供を除く。）をすることはしません。

ただし、次の例のような場合には、あらかじめ同意を得ないで貸付事業の目的以外の目的への利用又は第三者への提供をすることがあります。

- ・法令に基づくとき
- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（裏面に続く）

- ・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

## 5 個人情報の管理について

貸付事業に利用する個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力された個人データ(※)として貸付事業担当者の管理のもとに保管・利用します。

個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏洩・毀損のないように努めます。

個人データを管理する情報システムについては、福祉支援部長をシステム管理責任者とし、コンピュータを使用する業務及びその業務担当者について管理します。

※ 個人データとは、個人情報のうち、コンピュータによる個人情報データベース等を構成する個人情報をいいます。

## 6 個人情報の本人への開示について

本会が管理する個人データ（岡山県社会福祉協議会個人情報取扱規程による「保有個人データ」に限る。）について、本人からその開示の申出がされた場合には、本人であることの確認をした上で、申出をした本人に開示します。

ただし、開示によって本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合、本会の貸付事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等には、開示しません。また、開示の方法等については本会規程に定めていることによるものとします。

## 7 本会職員等の義務について

本会の従業者（従業者であったものを含む。）は、業務上知り得た個人情報について、その内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的のために使用しません。

## 8 苦情対応窓口について

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情があった時には、迅速・適切に対応します。なお、貸付事業に関わる苦情がある場合には、次の苦情対応担当までお申し出ください。

苦情対応担当 : 社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 福祉支援部長

苦情対応責任者 : 社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 事務局長

住 所 : 岡山県岡山市北区南方2丁目13-1

電 話 : 086-226-3544

### 保育士修学資金貸付等事業における個人情報の取扱いについての同意書

保育士修学資金貸付等事業の利用にあたり、申請者及び連帯保証人の個人情報については、上記「保育士修学資金貸付等事業における個人情報の取扱いについて」に基づき取扱われることについて同意します。

2026年4月10日

借受人 住所 岡山市北区〇〇町1234-5  
(自署)

氏名 岡山 花子



連帯保証人 住所 岡山市北区〇〇町678-9  
(自署)

氏名 吉備 太郎

